

# 令和5年度北杜市 住民税均等割のみ課税世帯給付金 (10万円/1世帯)のご案内

本給付金は、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に10万円を給付する新たな給付金です。

※給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

1世帯あたり  
10万円

**基準日** 令和5年12月1日(金)

**支給時期** 確認書(または申請書)を受付した日から、  
おおむね1か月後が目安です。

**申請期限** 令和6年6月14日(金) 消印有効

**手続き方法** 対象世帯には北杜市から書類を郵送します。必要事項を  
ご記入の上、必要な方は添付書類を添えてご提出ください。

## 支給対象

令和5年度の住民税がいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ①住民税均等割のみ課税者(北杜市における税額は5,500円)
- ②住民税均等割のみ課税者 + 住民税非課税者

※基準日(令和5年12月1日)に北杜市に住民票のある世帯

## 【支給対象外】

- ・「令和5年度北杜市重点支援臨時給付金(7万円)」の対象世帯
- ・既に他の市区町村において同様の趣旨の給付金を受給している世帯
- ・住民税が課税されているほかの親族等(均等割のみ課税の方を含む)から  
全世帯員が扶養されている世帯

手続き等詳しくは裏面をご確認ください

※DV等で避難中の方でも受給できる場合があります。詳細は市のHPからもご確認いただけます。

**お問い合わせ** 受付時間 9:00~17:00(平日のみ)

**【電話】** 北杜市役所 新型コロナ対策課「10万円給付金担当」  
0551-42-1163

**【窓口】** 北杜市役所 新型コロナ対策課またはお近くの総合支所

**【!】** 北杜市から給付金に関するメールを送ることは絶対にありません。  
不審なメールは最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 確認書が届いた方



確認書に必要事項を記入して、必ず返信してください。

### ！注意して頂きたい事項！

- ①住民税が課税されている親族等に世帯の全員が扶養されている世帯ではないか
  - ②記載された給付金支給口座情報に誤り又は変更はないか
- ※「確認書」上部の〔支給口座〕を変更される場合または支給口座情報が記載されていない場合は「受取口座記入欄の記載」と「添付書類（①本人確認書類、②口座確認書類（添付書類詳細については記入例裏面を参照）」が必要です。
- ※〔支給口座〕に記載がある方で、口座情報に変更のない方は添付書類の必要はありません。

## 申請書が届いた方

- ・給付金を受け取るには申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、「添付書類（①本人確認書類、②口座確認書類、（添付書類詳細については記入例裏面を参照）、③課税証明書）」と一緒に北杜市役所もしくはお近くの支所の窓口に直接または郵送でご提出ください。

### 【申請対象となる世帯】

- ①世帯の中に「令和5年1月2日」以降に転入した方がいる場合
- ②世帯の中に「令和5年度住民税」の課税状況が不明な方がいる場合  
（例：令和4年中は収入がなく、住民税の申告がされていない場合など）

- ◎令和5年1月1日時点で北杜市にお住まいの方は、本庁もしくは支所にて住民税の申告が必要となります。
- ◎令和5年1月1日時点で北杜市に住民登録のない方は、以前お住まいの市区町村にて「課税証明書」を取得・提出してください。



「住民税が課税されているほかの親族等から、全世帯員が扶養されている世帯」とは？

均等割のみ課税世帯であっても、**世帯全員が課税者（均等割のみ課税を含む）に扶養されている場合は給付の対象になりません。**世帯が**税法上の扶養**を受けているかどうかは、ご家族の方に確認してみてください。

世帯構成例：子Aとは住所地が異なる世帯主B（均等割のみ課税）と配偶者C（非課税）からなる世帯の場合

A：子 B：世帯主（均等割 5,500円のみ課税） C：配偶者（非課税）	Aとの扶養関係		
	BCともにAに 扶養されていない	BのみAに 扶養されている	BCともにAに 扶養されている
Aが住民税課税	支給対象	支給対象	支給対象外
Aが住民税非課税 （※）	支給対象	支給対象	支給対象

（※）BまたはCを扶養することにより非課税となる場合を含む